

堺障推第5141号
平成30年3月29日

指定同行援護事業所 管理者様

堺市健康福祉局
障害施策推進課長

同行援護従事者にかかる経過措置の終了について

平素より本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

これまでも通知しているとおり、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置につきましては、平成30年3月31日で終了します。

つきましては、貴事業所における人員体制を確認の上、必要な手続きをお願いします。

1. 平成30年4月以降、人員基準を満たさない場合

同行援護に従事できるサービス提供責任者及び従業者を配置できない場合は、堺市へ休止届または廃止届を提出してください。

本件に係る休止届又は廃止届の提出に限り、郵送での提出を可とします。ついては、必要書類を堺市ホームページより入手の上、下記のとおり届出を郵送により提出して下さい。

※堺市ホームページ (<http://www.city.sakai.lg.jp/>) 右上の検索ボックスに「指定事業者のページ」で検索⇒「障害福祉サービス指定事業者のページ」

休止に係る提出書類	廃止に係る提出書類	ホームページ掲載場所
変更届連絡票		「変更の手続きについて」
休止・廃止・再開届出書（様式第21号の4）		「廃止・休止・再開・辞退について」
障害福祉サービス事業等廃止・休止届（様式第43号）		
別紙 休廃止に係る事業者及び事業所の状況について		
指定書の写し	指定書、通知書の原本	
事業再開に向けた取組状況を記載した書類		自由記述
返信用封筒（82円切手を貼付したもの）		

※注意事項

・同行援護を廃止し、再度指定を取る場合、居宅介護等同じ事業所番号を使用していた事業について、全て新規申請することになりますのでご注意ください。

・現に同行援護の利用者がいる場合は、次の事業所を紹介するなど、サービスの継続に支障のないよう必要な措置を講じ、その状況を「別紙 休廃止に係る事業者及び事業所の状況について」に記載して下さい。

2. 平成30年4月以降、人員基準を満たし、事業を継続する場合

居宅介護と同一の人員体制から同行援護従事者のみの人員体制に、変更届が必要です。については、必要書類を堺市ホームページより入手し、下記のとおり届出を郵送により提出して下さい。

提出書類	備考
変更届（様式第 21 号の 3）	同行援護に従事可能な人員体制を記入したもの
指定に係る記載事項（付表 1）	
組織体制図	居宅介護とは分けて作成してください
サービス提供責任者の経歴書	写真不要（新規に追加の場合は必要）
サービス提供責任者の資格を証する書類	下記①～③を提出

※注意事項

- ・ サービス提供責任者とは別に、従業者を 1 人以上配置して下さい。
- ・ 非常勤のサービス提供責任者のみ要件を満たす場合も可としますが、非常勤のサービス提供責任者にあっては、常勤の勤務時間の半分以上勤務していることが必要です。

3. 平成 30 年 4 月 1 日以降の変更届の取扱いについて

サービス提供責任者を新たに配置する際には、資格を証する書類として次の書類（①～③）の写しを変更届に添付してください。

- ① 居宅介護におけるサービス提供責任者の資格を証する書類
- ② 同行援護従事者研修（一般課程）の修了証又は当該研修相当の研修受講を証する書類
- ③ 同行援護従事者研修（応用課程）の修了証

従業者を新たに配置する際には、**変更届は不要**ですが、事業所においては従業者の資格を証する書類の写しまたは実務経験を証する書類を取得し、事業所に保管してください。

従業者の要件を満たさない者が同行援護サービスを提供した場合、**報酬の算定はできません**。事業所において今一度の点検をお願いいたします。

○ 1、2 について

提出期限：**4 月 15 日消印有効**

提出方法：堺市健康福祉局 障害施策推進課 事業者係宛 郵送

※「事業所メールアドレス登録届出書」に同封してください

問い合わせ先

堺市健康福祉局 障害福祉部

障害施策推進課 事業者係

電話 072-228-7818

FAX 072-228-8918

(参考) 同行援護の従業者の資格要件 (平成 30 年 4 月以降)

サービス提供責任者の資格について

次のア及びイのいずれにも該当又はウに該当する者

- ア 居宅介護におけるサービス提供責任者の資格を有する者
- イ 同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者
※イに相当するものとして大阪府知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。
- ウ 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準じる者

従業者の資格について

次のア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する者

- ア 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者
- イ 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- ウ 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修の課程を受講中であって、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- エ 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。
※1年以上とは、従事した期間が通算365日以上あり、現に当該業務に従事した日数が180日以上あるものをいう。
- オ 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーション学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

上記にいう『大阪府知事が相当するものとして認める研修』は次のとおりです。

【一般課程相当】同行援護従業者養成研修を受講の際には一般課程の受講免除

- ・平成2年度から平成8年度まで大阪府が実施した「ガイドヘルパー養成研修」
- ・「ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成9年5月23日付け障第90号)」に基づき実施したガイドヘルパー養成研修(視覚障害者課程)
- ・廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修
- ・廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者外出介護従業者養成研修
- ・大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき実施した大阪府移動支援従業者養成研修(視覚障害課程)
- ・大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

【一般課程及び応用課程に相当】

- ・社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修